

●令和7年度長崎市男女イキイキ企業の募集

性別にかかわらず、誰もが働きやすい環境づくりを実践して、働く人も会社もイキイキしている市内の事業所を募集します。

- 対象 所在地が市内にある事業所または事務所が市内にある企業
- 申し込み 市役所、人権男女共同参画室、地域センターなどに設置の応募用紙を人権男女共同参画室へ郵送、持参、または、電子メールにて送信。
※郵送する場合は、〒850-8685 長崎市魚の町4-1（10階）人権男女共同参画室 「男女イキイキ企業」係へ郵送してください。
※ホームページからも応募用紙を入手できます。
- 募集期間 6月30日（月）まで（必着）
- その他 取り組み内容が分かる資料や写真などを添付してください。
10月4日（土）のアマランスフェスタで表彰式を行います。
- お問い合わせ先 長崎市市民生活部人権男女共同参画室（☎826-0026）



詳しくは、
こちらをご覧ください！



●人権擁護委員について

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、地域に密着した人権活動を行うため、法務大臣が委嘱した民間ボランティアの方々です。全国で約14,000名の委員が、法務局での常設人権相談所、公共施設やその他様々な施設での特設人権相談所を開設し、地域住民の皆さんの人権に関する相談に対応しており、長崎市では22名の方々活躍しています。

職場でのセクハラやパワハラなど、「自分の悩みは人権侵害かも？」と思ったら、一人で悩まず、気軽にご相談ください。

秘密厳守、相談は無料です。



お問い合わせ先

長崎市 市民生活部 人権男女共同参画室

電話：095-826-0026

